

令和7年度 滋賀県長浜市地域おこし協力隊募集要項

(『地域とともに育てる地域のたね』プロジェクト～高校魅力化～)

【長浜市地域おこし協力隊について】

- ・長浜市地域おこし協力隊は、市が指定する活動ミッションに基づいて、隊員自らの意思で自身の活動計画を設計していただき、様々な活動に取り組んでもらう制度としています。
- ・地域おこし協力隊活動のサポート体制として、隊員を支援する団体（以下、支援団体という）を設置しており、支援団体は市と連携して相談や情報提供、人物紹介などの各種支援を行っています。
- ・活動については、市や支援団体、関係団体と打ち合わせや相談しながら進め、その中で助言・指導を行っています。
- ・地域おこし協力隊活動の進捗確認として、市の担当者と隊員と支援団体が集まるミーティングを毎月行うとともに、任期1年ごとに活動状況や今後の展望についてヒアリングを実施しています。この機会に連絡調整をはじめ、活動報告、様々な相談などを行っています。

活動ミッション『地域とともに育てる地域のたね』プロジェクト～高校魅力化～**① 募集人員 1人****② 活動開始日** 令和8年3月1日から ※採用決定後に相談のうえ、調整します。**③ 活動ミッションの内容**

長浜市木之本地域には市最北部に位置する県立伊香高等学校があります。豊かな自然を活かし「森で学ぶ」をコンセプトに「森の探究科」を令和7年度に新設。令和8年度入学生からは「地域みらい留学」による広報を行い、入学者選抜において全国募集を開始しています。さらに、入学する下宿生を地域で支援する団体「木之本留学サポートの会」も令和7年度に発足。こうした流れを活かし、伊香高校を軸に地域活性化を進め、生徒が木之本地域を「第2のふるさと」と感じられる環境づくりを目指して、地域おこし協力隊員には、以下に取り組んでいただき、地域と高校、下宿生をつなぐ役割を担っていただきます。

なお、実情に応じて隊員と市で協議の上、都度、変更する場合がございます。

(1) 伊香高校の地域みらい留学事業の推進

・「地域みらい留学」にかかる広報活動

(オンライン説明会・対面フェス・高校や地域の情報発信)

(2) 伊香高校へ入学する下宿生のサポート

・下宿生との話し合いによる、下宿共同生活のルールづくりの推進

・「木之本留学サポートの会」とともに継続的な下宿生の支援体制づくり

・下宿生に関する地域と学校との連絡調整

・親元を離れて生活する下宿生が健康で安心して過ごせるよう日常の見守り活動

(3) 木之本地域と伊香高校を繋げる取組の実施

・木之本地域の活性化を目指して活動する地域団体「K-ZOHN 運営協議会」とともに地域と伊香高校が交流できる企画の実施

・地域のこども園、小中学校、地域住民・企業との連携授業の企画や調整

※上記、全般の活動に渡り、朝夕や土日祝日の活動も想定されます。

④ 活動地域 長浜市木之本地域**⑤ 活動拠点**

・きのもと交遊館（K-ZOHN 運営協議会事務所内）

・伊香高校（職員室内）

※活動ミッションに取り組むにあたり、各種団体等と連携がしやすいように上記2拠点内にワークスペース（机・椅子）を設けています。活動開始後に各拠点における活動について、隊員と各種団体等、市の3者で協議のうえ決定します。

⑥ 居住地域 長浜市木之本地域内

※地域に根差した活動を前提としていることから活動地域内の居住とします。

2 求める人物像

以下のような人物を求めています。

- ・ 地域の方々に関心を持ち、地域の方々とのつながりを大切にして関わり合える方
- ・ 地域の課題に対して主体的に考え、行動できる方
- ・ 生徒の多様な個性や意思を尊重し、寄り添ったサポートができる温かい方
- ・ 地域や学校の人々と連携し、自らコミュニケーションが図れる方
- ・ 日常的に起こる物事に対して自ら考え、臨機応変に取り組むことができる方
- ・ 広報活動に必要なデザインや発信スキルがある方、または関心がある方
- ・ 健康で体力があり、地域活動や生徒との交流を楽しめる方

3 募集要件

以下のすべての要件を満たす方が募集対象となります。

(1) 住民票がある生活拠点の要件が次のア～ウのいずれかに該当する方。ただし、隊員委嘱前に本市内に居住している方（既に住民票を異動した方等）は除きます。

ア 現在、3大都市圏内または3大都市圏外の指定都市の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村）以外の地域に住所を有する方。

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。ただし、一定の人口減少市町村を除く。

イ 現在、3大都市圏外の都市地域、または3大都市圏外の都市地域以外の地域の内、条件不利地域以外の地域に住所を有する方。

※都市地域とは、条件不利地域を有しない市町村を指します。

ウ 本市以外の市町村で地域おこし協力隊の隊員であった方（ただし、活動期間が2年以上、解嘱後1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を終了した方（ただし、活動期間が2年以上、終了後1年以内）または海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方。

(2) 隊員委嘱後に本市に住民票を移し、居住することができる方

(3) 隊員としての活動期間終了後も本市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持っている方

(4) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方

(5) 普通自動車免許を取得している方（または、活動開始日までに取得が見込める方）

(6) パソコンの基本的な操作（ワード/エクセル/パワーポイント/メール等）ができる方

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(8) 第1次選考の前に長浜市地域おこし協力隊個別面談（オンラインまたは対面）を受けられることができる方

4 活動日数

- ・原則として、一月当たり16日、124時間以上とします。
(朝夕、土日祝の活動も含みます)
- ・ただし、市が認める場合は、活動日数及び活動時間を調整することができます。

5 委嘱

- ・市が地域おこし協力隊員として委嘱します。
市との雇用関係はなく、委嘱による私人への準委任契約となります。

6 委嘱期間

- (1) 委嘱日は、採用決定後に調整します。初年度の委嘱期間は、委嘱日から令和8年3月31日までとします。その後は市と協議のうえ、年度ごとに委嘱を行い、3年を限度として委嘱期間の延長が可能です。
- (2) 成果検証のうえ、隊員として次のア～キの事由に該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。
 - ア 隊員から辞任の申出があったとき。
 - イ 本市から転出したとき。
 - エ 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難となったとき。
 - ウ 地域活動を著しく怠ったとき。
 - オ 地域活動に対する協調性や適性を著しく欠いたとき。
 - カ 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
 - キ 法令、条例及び規則等に違反したとき。
- (3) 産前産後休業及び育児休業による活動中断期間（上限は1年間）が生じた場合は、その期間を限度として市と協議のうえ、委嘱期間の延長が可能です。

7 報償額

- ・月額233,330円（源泉徴収額を含む）

8 活動費

- ・7 報償額とは別に予算の範囲内で支給します。
※活動費として支出できるものは、活動ミッションに必要な経費かつ公費で負担するにふさわしい経費（活動旅費、消耗品費、研修会参加費等）になります。
※住居の家賃（敷金・礼金を除く）は活動費から支出することは可能ですが、生活費に関しては自己負担となりますのでご注意ください。活動とは直接関係のない家電製品や生活用品、光熱水費、通信料、自治会費、引っ越しに関わる費用などは活動費から支出することができません。

9 福利厚生・住居など

- (1) 国民健康保険、国民年金に自ら加入していただくとともに、活動中の傷害保険等も自ら加入してください。市で隊員の保険加入を行うことはありません。
- (2) 住居は、ご自身で活動地域内の物件を選んでいただきます。過疎地域のため民間の不動産会社が扱う物件が少ないことから、ご希望があれば市が地域の空き家をご案内することも可能です。ただし、住居の賃貸借契約は貸主と借主（隊員）が直接行う個人契約となり、市は契約の当事者ではありませんのでご了承ください。
- (3) 副業を可能としています。自立した移住に向けて、複数の収入源を確保できるように、活動に支障がない範囲で副業することは妨げません。

10 応募手続き・選考の流れ

- (1) 募集期限 令和7月12月26日(金)まで ※採択者が決定した時点で終了します。
- (2) 提出方法 メール・郵送・持参にて応募先までご提出してください。
- (3) 提出書類 ①市が指定する応募用紙
②3ヶ月以内の住民票の抄本（本籍及びマイナンバーの記載は不要）
- (4) 選考の流れ
 - ① 第1次選考 書類選考（条件等形式審査）。結果は文書で通知します。
 - ② 第2次選考 長浜市役所北部合同庁舎（滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2）にて、個人面接を実施します。日時等の詳細については第1次選考に合格した方のみへ案内します。
 - ③ 選考結果 文書にて通知します。
- (5) その他
 - ① 応募にかかる費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は全て応募者の自己負担となります。提出いただいた書類は返却いたしません。なお、記載された個人情報については選考目的以外には使用いたしません。
 - ② 選考の経過についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
 - ③ 住民票の異動は、都市地域から過疎地域等への移住を伴うことが要件となっているため、市から正式に委嘱を受けた後に行ってください。それ以前に住民票を異動させると募集対象者から外れ、採用取り消しとなる場合があります。
 - ④ 第1次選考の前に必ず長浜市地域おこし協力隊個別面談（オンラインまたは対面）を受ける必要があります。なお、個別面談は活動内容や地域のことを理解していただく場であり、選考ではありません。

11 応募先・お問い合わせ先

長浜市未来創造部北部政策局北部政策課 地域おこし協力隊担当 担当者：富田
〒529-0492 滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2
電話：0749-82-5960 FAX：0749-82-3956
E-mail：hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp